証券コード　9957
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都品川区東品川三丁目６番５号
**株式会社バイテック**
代表取締役会長兼社長　今　野　邦　廣

# 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
**２．場　　所**　東京都港区高輪三丁目13番３号 SHINAGAWA GOOS 1F
ＴＫＰガーデンシティ品川 ネクサス
（前回と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきお間違いがないようお願いいたします。）

**３．目的事項**
**報告事項**
１．第28期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第28期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の配当の件
**第２号議案**　持株会社体制移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件
**第３号議案**　定款一部変更の件
**第４号議案**　取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件
**第５号議案**　監査等委員である取締役６名選任の件
**第６号議案**　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件
**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.vitec.co.jp）に掲載させていただきます。
株主総会終了後、経営説明会及び懇親会の場を設けますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。

《添付書類》

# 事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

## １．企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成26年４月～平成27年３月）におけるわが国経済は、消費税増税後の個人消費の落ち込みが見られたものの、政府による継続的な経済政策や金融政策等の効果により、円安、株高基調の中、景気は全体として穏やかな回復基調で推移しました。一方、世界経済は、中国をはじめとする新興国の成長率鈍化、欧州債務問題等の不安定要素がありながらも、堅調な米国経済を背景に全体としては安定的に推移しました。

エレクトロニクス分野におきましては、スマートフォン・車載用途向けに、半導体、電子部品の需要が伸長いたしました。一方、デジタルカメラ市場はレンズ交換式カメラ、コンパクトカメラともに、縮小傾向が継続しております。

環境・エネルギー分野におきましては、固定価格買取制度の見直しにより太陽光偏重からバイオマス、風力、小水力、地熱等の再生可能エネルギーがクローズアップされており、また、１年後に迫った電力小売全面自由化により、異業種からの電力売買事業への参入が加速しております。

このような状況下、当社グループにおいては、デバイス事業では車載向けを中心に半導体、電子部品の販売が好調に推移したほか、商流移管によるメモリ製品の売上増加、産業機器及び医療機器向けＣＰＵの販売が拡大しました。また、平成26年12月１日付で譲渡を受けた三井物産エレクトロニクス株式会社 デバイス事業の売上が寄与しました。一方、デジタルカメラ向け製品を中心に売上が減少しました。環境エネルギー事業では、当社が運営するメガソーラー竣工件数増加により発電収入が増えたほか、個人や事業者向けメガソーラー発電所の分譲販売、電力販売による売上が貢献しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は118,703百万円（前期比8.9％増）となりました。利益面につきましては、粗利益率の改善もあり、営業利益は2,433百万円（前期比36.6％増）、経常利益は2,008百万円（前期比11.7％増）、当期純利益は1,425百万円（前期比9.5％増）となりました。

事業セグメントの状況は以下のとおりです。

| 事業部門 | | 第27期（平成26年３月期） | | 第28期（平成27年３月期） | | 前期比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | |
| | | 百万円 | % | 百万円 | % | % |
| 売上高 | デバイス事業 | 104,226 | 95.6 | 108,274 | 91.2 | 103.9 |
| | 環境エネルギー事業 | 4,811 | 4.4 | 10,429 | 8.8 | 216.7 |
| | 合計 | 109,038 | 100.0 | 118,703 | 100.0 | 108.9 |
| セグメント利益 | デバイス事業 | 1,399 | 78.6 | 1,789 | 73.5 | 127.8 |
| | 環境エネルギー事業 | 381 | 21.4 | 644 | 26.5 | 168.9 |
| | 合計 | 1,781 | 100.0 | 2,433 | 100.0 | 136.6 |

（デバイス事業）

デバイス事業につきましては、車載向けデバイスが好調に推移し、チューナーＩＣのシェア拡大をはじめ、売上を伸ばしたほか、メモリ製品については仕入先の代理店再編に伴う新規顧客獲得での販売拡大により売上を伸ばしました。また、金融カード向けセキュリティＩＣの販売が増加したほか、マルチファンクションプリンタ（多機能プリンタ）やＡＴＭ（現金自動支払機）など業務用機器向けＣＰＵの売上が拡大しました。また、スマートフォン向けカメラモジュールに搭載するＣＭＯＳセンサーも伸長しました。さらには、平成26年12月１日付で三井物産エレクトロニクス株式会社 デバイス事業の譲渡を受け、通信・産機分野の新規顧客拡大により売上に寄与しました。一方、デジタルカメラ向け製品については、タッチパネル、イメージセンサ、バッテリー等の売上が減少しました。

その結果、デバイス事業の売上高は108,274百万円（前期比3.9％増）、利益面については、車載・産業機器向け等の高利益率製品の販売が増えたことにより、セグメント利益は1,789百万円（前期比27.8％増）となりました。

（環境エネルギー事業）

環境エネルギー事業につきましては、商社機能を駆使し、性能や価格面で競争力のある太陽光パネル、パワーコンディショナー等の環境商材を調達するとともに、システムインテグレーターとしてメガソーラー発電事業者向けに発電設備の企画設計、資金調達などを総合的に支援する事業を展開いたしました。また、自らメガソーラー発電の事業者となり、当期に新たに建設したメガソーラー発電所は12か所（累計21か所）、累計出力34,515kW（発電定格出力）となっております。新電力会社 株式会社Ｖ－Ｐｏｗｅｒでは当社のメガソーラー発電所を電源として電力の小売を本格化するとともに、中之条電力、おおた電力などの地域新電力会社と資本提携・業務支援することでエネルギーの地産地消を推進いたしました。

当連結会計年度は、太陽光パネル、パワーコンディショナーなどの環境商材の売上が堅調に推移したほか、個人や事業者向けメガソーラー発電所の分譲販売、当社が事業主であるメガソーラーの発電収入や株式会社Ｖ－Ｐｏｗｅｒによる電力販売が売上に大きく寄与しました。

その結果、環境エネルギー事業の売上高は10,429百万円（前期比116.7％増）、セグメント利益は644百万円（前期比68.9％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は5,693百万円であります。その主なものは太陽光発電設備であり、メガソーラー発電所の設置5,489百万円に関しては、リースにより調達しております。

当連結会計年度に完成したメガソーラー発電所は、次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

| 事業区分 | 事業所名 | 発電能力 | 設備の内容 |
|---|---|---|---|
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（茨城県笠間市） | 1.50ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（山形県村山市） | 1.00ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（栃木県那須塩原市） | 1.00ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（静岡県磐田市） | 1.50ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（栃木県宇都宮市） | 0.50ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（栃木県大田原市） | 1.50ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（埼玉県熊谷市） | 1.99ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（三重県伊勢市） | 0.85ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（静岡県富士市） | 1.99ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（熊本県八代市） | 0.50ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（熊本県山都町） | 1.50ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |
| 環境エネルギー事業 | メガソーラー発電所（茨城県龍ヶ崎市） | 0.99ﾒｶﾞﾜｯﾄ | 新設 |

③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、太陽光発電の設備資金をリースにより調達したため、連結有利子負債は21,689百万円（前連結会計年度15,213百万円）となりました。

### (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第25期<br>(平成24年<br>３月期) | 第26期<br>(平成25年<br>３月期) | 第27期<br>(平成26年<br>３月期) | 第28期<br>(平成27年<br>３月期)<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高<br>(百万円) | 122,662 | 102,242 | 109,038 | 118,703 |
| 経常利益<br>(百万円) | 1,157 | 892 | 1,797 | 2,008 |
| 当期純利益<br>(百万円) | 693 | 624 | 1,301 | 1,425 |
| １株当たり当期純利益<br>(円) | 59.32 | 53.43 | 100.64 | 102.72 |
| 総資産<br>(百万円) | 34,785 | 34,069 | 42,273 | 56,460 |
| 純資産<br>(百万円) | 8,801 | 9,320 | 12,000 | 13,157 |

(注) １．第28期につきましては、「１．企業集団の現況(1)当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
２．第26期より、在外連結子会社の収益及び費用を連結決算日の直物為替相場により円貨に換算する方法から、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第25期については遡及適用後のものとなっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ﾊﾞｲﾃｯｸｼｽﾃﾑｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ株式会社 | 100百万円 | 100.0% | ソフトウェアの開発販売 |
| ＰＴＴ株式会社 | 308百万円 | 100.0% | 調達事業 |
| VITEC ELECTRONICS(SINGAPORE)PTE.LTD. | 2,574千USD | 100.0% | 電子部品の販売 |
| VITEC GLOBAL OPERATIONS CO.,LTD. | 4,636千USD | 100.0% | 電子部品の販売 |

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、消費税増税の影響が落ち着き、企業の設備投資も増加基調に転じることが予想されることから、景気は拡大していくものと見込まれます。

エレクトロニクス分野においては、米アップル、中国等のスマートフォン向け高性能部品の需要が好調です。また、収益の安定した車載、IoT(Internet of Things)・ウェアラブルをキーワードとした次世代製品の開発を強化する傾向にあります。一方、スマートフォンと一部機能が競合するデジタルカメラの需要は、依然として下げ止まる兆しが見えておりません。

環境・エネルギー分野では、再生可能エネルギー固定価格買取制度により、メガソーラービジネスが急成長しましたが、買い取り価格の引き下げ・制限等、業界の動向に変化が見られます。今後は、電力小売全面自由化や発送電分離が見込まれることにより、様々な業種からの参入が増え、電力小売業界での競争が加速することが予想されております。

このような状況の中で、当社グループは、「価値創造商社」をキーワードに、デバイスビジネスと環境エネルギービジネスを柱とし、事業を展開してまいります。デバイスビジネスでは、最先端エレクトロニクスデバイスの販売、技術力を駆使したソリューションの提供により、産業の発展に貢献してまいります。環境エネルギービジネスでは、メガソーラー発電システムの設置のみならず、小水力、バイオマス発電、植物工場分野への進出を進め、これらを提供することで地域経済の発展に貢献してまいります。

当社グループでは、昨年までを創生期、今年度からを新たな成長のステージと位置づけ、そのための盤石な土台作りを進めております。下記のとおり具体的な課題を掲げ、計画完遂に向けてグループ一丸となって取り組んでまいります。

（デバイスビジネスグループ）

① 取引先との関係強化と新規顧客獲得

営業体制の強化を図るために顧客密着型の組織に再編し、お客様のあらゆるニーズにお応えするとともに、新規顧客の獲得に力を入れてまいります。市場展開としては従来の民生中心から車載、産機、インフラへの積極展開を進め、成長分野（医療、健康、鉄道、ロボット、宇宙、バイオ等）のマーケティング強化を行ってまいります。

② ラインナップの拡充

主要仕入先であるソニー、NXPセミコンダクターズ、STマイクロエレクトロニクス、SK hynix、インテルについては、取扱量の拡大に向け戦略強化を図ります。また、他の仕入先の商材の拡充及び新規仕入先の開拓を進めることにより、多種多様なデバイスのラインナップ強化に注力し、特約店を超越したエレクトロニクス総合商社への転換を推進してまいります。

③ 海外ローカルビジネス展開

中国、韓国を中心としたアジア拠点、欧米拠点におけるローカルビジネスの強化を推進してまいります。アジアマーケットにおいては、WPGグループとの連携、協業を強化することにより販売先の拡大に注力いたします。

また、環境、調達、電子機器事業を含めたグループ全体での海外ビジネスの構築を実現します。

④ 高付加価値ビジネスの創造と利益率向上

技術力の強化によりビジネスコーディネーターとして新事業・新スキームの創出に取り組み、あらゆるソリューションを提供することで高付加価値ビジネスを創造するとともに、ニッチマーケットへの機器販売や保守メンテナンス事業の積極展開（計測機器、医療機器、その他）等を推進し利益率向上に努めてまいります。

⑤ IoT(Internet of Things)ビジネスの取り組み

すべてのものがネットに接続し、自動的な相互情報交換の時代が到来いたします。当社としては市場変化を予測し、戦略的なビジネスモデルの構築、ソリューション提案を推進してまいります。そのためのビジネスパートナーの発掘と連携を戦略的に進めてまいります。

(環境エネルギービジネスグループ)

成長が期待される環境分野に対し、下記の戦略を展開してまいります。

① 再生可能エネルギーのシステムインテグレーターの基盤確立

当社はメガソーラー発電のシステムインテグレーターとして、環境商材の販売からメガソーラー発電設備の企画設計・各種手続き・設備の運用管理、資金調達のスキーム提案に至るまで、一貫したサービスを提供しております。また、現在稼動中の太陽光発電所21か所、大型案件を含む今後竣工予定の19か所を分社し、効率的な運営と保守メンテにより発電事業のパフォーマンス最大化に努めてまいります。

② 新たな再生可能エネルギーの事業開発

地方自治体や地元企業と協力して、バイオマス発電所を建設し、その廃熱を利用したエレクトロニクス植物工場を併設することで、エネルギーを無駄なく利用する仕組みを構築します。植物工場は国や市の支援を受け、地域・農業の活性化に貢献いたします。また、農業用水や小規模な河川を活用した小水力発電の開発も行います。災害時には近隣の住民が利用できる仕組みを構築いたします。

③ ＰＰＳ（Power Producer and Supplier／特定規模電気事業者）事業の拡大

当社グループの新電力会社 株式会社Ｖ－Ｐｏｗｅｒを通じて、再生可能エネルギーを中心に電力調達を行い、お客様へ電力供給を行ってまいります。需給管理の体制構築、小売先の開発を進めるとともに、電力小売全面自由化を視野にいれ、個人顧客に向けた販売チャネル確立を目指します。また、自治体新電力会社の設立・運営支援を行うことで、「エネルギーの地産地消」を実現します。

（経営体制の変更とガバナンス強化）

当社は平成27年10月１日より会社分割により持株会社体制に移行する予定です。また平成27年５月１日施行の改正会社法より導入される監査等委員会設置会社への移行を進める方針です。持株会社体制への移行により、経営判断のスピード化と機動的な事業判断を図るとともに、事業採算を明確にすることで企業価値の向上を目指します。監査等委員会設置移行においては、監査・監督機能の強化と業務執行の責任を明確にし、透明性の高い経営に努めるとともに、大幅な権限移譲により経営のスピード化を一層高めていきます。

（経営インフラの強化と危機管理の徹底）

資金調達スキームの多様化による財務力の強化、社内外からの人材確保と活性化、管理スタッフ業務の効率化、教育・評価制度の充実を図るとともに、多様化・グローバル化に対応した法務リスクマネジメント、コンプライアンス、ビジネスへのシステム対応、物流体制といった経営インフラの強化を行ってまいります。ＩＳＯの規格に則った経営品質向上及び環境に配慮した経営活動を推進し、お客様満足度を向上してまいります。災害・事故発生時には、関係者への早急な対応を取るとともに、影響を最小限に抑える危機管理の徹底を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも変らぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社18社で構成され、半導体及び電子部品販売事業のほか、マイコンソフト等の開発事業、環境エネルギー分野のコンサルティング、関連商品の販売を行っております。

### (6) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社バイテック（当社） | 本　　社 | 東京都品川区東品川三丁目６番５号 |
| | 支　　店 | 大阪 |
| | 営 業 所 | 東北、いわき、中部、福岡 |
| | 倉　　庫 | 西日本商品センター（京都）<br>駒ヶ根物流センター（長野） |
| ＰＴＴ株式会社 | 本　　社 | 東京都品川区 |
| | 営 業 所 | 大阪 |
| バイテックシステムエンジニアリング株式会社 | 本　　社 | 東京都品川区 |
| 株式会社アルスネット | 本　　社 | 東京都品川区 |
| | 倉　　庫 | 東日本商品センター（神奈川） |
| 株式会社Ｖ－Ｐｏｗｅｒ | 本　　社 | 東京都品川区 |
| 株式会社バイテックローカルエナジー | 本　　社 | 東京都品川区 |
| 株式会社バイテックグローバルソーラー | 本　　社 | 栃木県大田原市 |
| 株式会社バイテックソーラーエナジー | 本　　社 | 東京都品川区 |
| 株式会社バイテック・ハイドロ・パワー | 本　　社 | 東京都品川区 |
| INFONICS(HONG KONG)LIMITED | 本　　社 | 香港 |
| VITEC GLOBAL OPERATIONS CO.,LTD. | 本　　社 | 香港 |
| VITEC ELECTRONICS(SINGAPORE)PTE.LTD. | 本　　社 | シンガポール |
| VITEC ELECTRONICS(TAIWAN)CO.,LTD. | 本　　社 | 台湾 |
| VITEC ELECTRONICS TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD. | 本　　社 | 中国 |
| VITEC ELECTRONICS(AMERICAS)INC. | 本　　社 | 北米 |
| VITEC ELECTRONICS(SHENZHEN)CO.,LTD. | 本　　社 | 中国 |
| VITEC ELECTRONICS(THAILAND)CO.,LTD. | 本　　社 | タイ |
| PTT(S&D HONG KONG)CO.,LTD. | 本　　社 | 香港 |
| PTT(SHENZHEN)CO.,LTD. | 本　　社 | 中国 |

### (7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| デバイス事業 | 551名 | 44名増 |
| 環境エネルギー事業 | 30名 | 1名減 |
| 合計 | 581名 | 43名増 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 349名 | 115名増 | 41.1歳 | 6年4ヶ月 |

| 事業区分 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|---|---|---|
| デバイス事業 | 322名 | 118名増 |
| 環境エネルギー事業 | 27名 | 3名減 |
| 合計 | 349名 | 115名増 |

（注）１．社外への出向者19名を含んでおりません。
２．ＰＴＴ株式会社及び三井物産エレクトロニクス株式会社との吸収分割時の社員受け入れにより、使用人数が前期末と比べて115名増加しております。
３．本社等の「共通部門」の使用人数は、各事業区分に配分して記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 3,211百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,875 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,782 |
| 株式会社横浜銀行 | 1,052 |
| 株式会社千葉銀行 | 1,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 619 |
| 株式会社りそな銀行 | 450 |
| 株式会社秋田銀行 | 200 |
| 日本生命保険相互会社 | 200 |

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ２．会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　28,200,000株

② 発行済株式の総数　14,376,358株

③ 株主数　4,192名

④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社ケイエムエフ | 3,790千株 | 27.08% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 736 | 5.26 |
| みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託ソニー株008口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社 | （注１）717 | 5.12 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 450 | 3.22 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口） | 345 | 2.46 |
| バイテック従業員持株会 | 340 | 2.43 |
| キヤノン電子株式会社 | 330 | 2.36 |
| 株式会社みずほ銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社） | 321 | 2.29 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 321 | 2.29 |
| 株式会社三井住友銀行 | 318 | 2.27 |

（注）１．ソニー株式会社が所有していた当社株式を信託財産として所有しているもので、議決権はソニー株式会社に留保されております。

２．当社は、自己株式を382,507株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する株主名簿上の当社株式345千株については、自己株式には含めておりません。

３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長兼社長 | 今　野　邦　廣 | |
| 代表取締役副社長 | 松　本　章　治 | デバイスビジネスＧＰ統括 |
| 取　　締　　役 | 清　木　正　信 | 取締役会議長<br>兼　スタッフＧＰ統括<br>兼　環境エネルギービジネス担当 |
| 取　　締　　役 | 三　坂　重　雄 | 技術統括<br>兼　ﾊﾞｲﾃｯｸｼｽﾃﾑｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ株式会社<br>取締役会長<br>兼　株式会社ﾊﾞｲﾃｯｸｸﾞﾛｰﾊﾞﾙｿｰﾗｰ担当 |
| 取　　締　　役 | 瀧　本　和　男 | 東京九段会計事務所　公認会計士 |
| 常　勤　監　査　役 | 石　戸　基　康 | |
| 監　　査　　役 | 松　山　　遙 | 日比谷パーク法律事務所　弁護士 |
| 監　　査　　役 | 金　丸　和　弘 | 森・濱田松本法律事務所　弁護士 |
| 監　　査　　役 | 早　田　登喜大 | ソニーコーポレートサービス株式会社<br>グローバル経理センター　国内経理２部<br>統括部長 |

（注）１．取締役瀧本和男氏は、社外取締役であります。
２．監査役松山遙、金丸和弘、早田登喜大の各氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役瀧本和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(1) | 152,400千円<br>(2,400) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3<br>(2) | 20,100<br>(4,200) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 8<br>(3) | 172,500<br>(6,600) |

（注）１．株主総会の決議による取締役の報酬限度額（年額）は300,000千円（平成９年６月27日株主総会決議）、監査役の報酬限度額（年額）は25,000千円（平成20年６月25日株主総会決議）であります。

２．当事業年度末日における取締役は５名（うち社外取締役は１名）、監査役は４名（うち社外監査役は３名）であります。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役瀧本和男氏の兼職先である東京九段会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。

・監査役松山遙氏の兼職先である日比谷パーク法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

・監査役金丸和弘氏の兼職先である森・濱田松本法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

・監査役早田登喜大氏は、ソニーコーポレートサービス株式会社　グローバル経理センター　国内経理２部　統括部長を兼務しております。なお、ソニー株式会社は当社の主要仕入先であり、電子部品の購入等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

| | 活動状況 |
|---|---|
| 取締役　瀧　本　和　男 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役　松　山　　遙 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。主に弁護士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役　金　丸　和　弘 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役　早　田　登喜大 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

### (4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | 支　　払　　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 51,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53,900 |

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスアドバイザリー業務の対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、取締役会または監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

解任または不再任が妥当と判断した場合は、取締役会が監査役会の同意を得た上で、または監査役会が取締役会へ請求することで「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案といたします。

さらに監査役会は、監査役全員の一致により直ちに解任することが妥当と判断した場合、当該会計監査人を直ちに解任いたします。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令･定款･規程･企業倫理を遵守した行動をとるための「バイテック・グループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させております。

イ．内部監査部門としての監査部が当該行動規範の運用状況について確認し、経営会議において報告するものとしております。

ロ．取締役は当社における重要な法令・定款違反及びその他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく経営会議等において報告するものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報・文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役は自己の分掌範囲についてリスク管理体制を構築するものとし、重要なリスク管理体制の構築については、経営会議での審議を要するものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、取締役会及び経営会議を月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、重要事項については事前に各種委員会等で審議した上で、決議機関に上程することで効率性を確保しております。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、各所属長の責任範囲と権限を定めることとしております。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定め、当社への決裁・報告体制を構築しております。また内部監査により定期的に規程の遵守状況を確認するとともに、必要に応じてモニタリングを行うこととしております。

⑥　監査役の職務を補助すべき従業員に対する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき従業員は配置しておりませんが、監査役は必要に応じて監査部に調査の依頼をすることができることとしております。この場合監査役の監査業務を補助する範囲内において、指揮命令権限は監査役に帰属するものとし、取締役及び他の従業員はその権限を有しないこととしております。

ロ．監査部は監査役との連携をとることで、その職務を補助するものとし、次のとおり「内部監査規程」に定めております。

・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査役と十分協議すること

・監査結果について経営会議に報告するとともに、監査役へ報告すること

・監査役からの監査結果等についての照会を文書で回答すること

⑦　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役に次の報告を行うものとしております。

イ．経営会議にて決議した事項

ロ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合

ハ．従業員が法令･定款違反をするおそれがある場合

ニ．その他会社の業績に影響を与える重要な事項

ホ．監査役から報告及び資料の提出を求められた事項

### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、安定株主の議決権の所有割合が50％を超えている現状に鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

# 貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **27,221,015** | **流動負債** | **23,500,820** |
| 現金及び預金 | 1,078,294 | 買掛金 | 13,369,862 |
| 受取手形 | 336,643 | 短期借入金 | 7,161,700 |
| 売掛金 | 15,432,981 | １年内返済予定の長期借入金 | 645,000 |
| 商品 | 7,370,962 | 未払金 | 384,059 |
| 繰延税金資産 | 513,182 | 未払法人税等 | 120,535 |
| 短期貸付金 | 2,219,259 | 賞与引当金 | 201,857 |
| 未収入金 | 129,802 | リース債務 | 504,456 |
| その他 | 172,866 | その他 | 1,113,348 |
| 貸倒引当金 | △32,977 | **固定負債** | **10,438,391** |
| **固定資産** | **17,061,536** | 長期借入金 | 1,165,107 |
| **有形固定資産** | **12,123,197** | 退職給付引当金 | 162,946 |
| 建物 | 1,083,698 | リース債務 | 8,493,715 |
| 構築物 | 12,154 | 資産除去債務 | 459,304 |
| 機械装置 | 3,528 | 繰延税金負債 | 109,182 |
| 工具器具備品 | 49,918 | その他 | 48,135 |
| 土地 | 2,226,816 | **負債合計** | **33,939,211** |
| リース資産 | 8,747,080 | （純資産の部） | |
| **無形固定資産** | **290,611** | **株主資本** | **10,275,405** |
| のれん | 92,366 | **資本金** | **5,244,234** |
| ソフトウエア | 79,639 | **資本剰余金** | **2,439,768** |
| ソフトウエア仮勘定 | 111,100 | 資本準備金 | 2,439,768 |
| 電話加入権 | 7,505 | **利益剰余金** | **3,138,124** |
| **投資その他の資産** | **4,647,727** | その他利益剰余金 | 3,138,124 |
| 投資有価証券 | 141,148 | 繰越利益剰余金 | 3,138,124 |
| 関係会社株式 | 1,706,331 | **自己株式** | **△546,722** |
| 関係会社出資金 | 1,871,939 | **評価・換算差額等** | **67,934** |
| 長期貸付金 | 558,290 | その他有価証券評価差額金 | 40,537 |
| 長期前払費用 | 485,183 | 繰延ヘッジ損益 | 27,397 |
| 会員権 | 7,905 | **純資産合計** | **10,343,339** |
| 保証金 | 72,010 | | |
| 貸倒引当金 | △195,081 | | |
| **資産合計** | **44,282,551** | **負債・純資産合計** | **44,282,551** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **72,673,849** |
| **売上原価** | | **66,372,515** |
| **売上総利益** | | **6,301,333** |
| **販売費及び一般管理費** | | **4,610,470** |
| **営業利益** | | **1,690,862** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 111,228 | |
| その他 | 50,538 | 161,767 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 241,652 | |
| 為替差損 | 23,835 | |
| 債権売却損 | 49,069 | |
| 休止固定資産減価償却費 | 4,582 | |
| その他 | 29,163 | 348,303 |
| **経常利益** | | **1,504,326** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 29,245 | |
| 固定資産売却益 | 2,447 | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 1,373,355 | 1,405,047 |
| **特別損失** | | |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 125,978 | |
| 関係会社株式評価損 | 10,200 | 136,178 |
| **税引前当期純利益** | | **2,773,195** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 119,232 | |
| 法人税等調整額（借方） | 274,653 | 393,886 |
| **当期純利益** | | **2,379,308** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 平成26年４月１日　残高 | 5,244,234 | 2,439,768 | 2,439,768 | 1,206,620 | 1,206,620 | △223,242 | 8,667,381 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △447,804 | △447,804 | － | △447,804 |
| 当期純利益 | － | － | － | 2,379,308 | 2,379,308 | － | 2,379,308 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | △349,768 | △349,768 |
| 自己株式の処分 | － | － | － | － | － | 26,287 | 26,287 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | 1,931,504 | 1,931,504 | △323,480 | 1,608,023 |
| 平成27年３月31日　残高 | 5,244,234 | 2,439,768 | 2,439,768 | 3,138,124 | 3,138,124 | △546,722 | 10,275,405 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成26年４月１日　残高 | 10,512 | △1,992 | 8,520 | 8,675,901 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △447,804 |
| 当期純利益 | － | － | － | 2,379,308 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △349,768 |
| 自己株式の処分 | － | － | － | 26,287 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 30,024 | 29,389 | 59,414 | 59,414 |
| 事業年度中の変動額合計 | 30,024 | 29,389 | 59,414 | 1,667,438 |
| 平成27年３月31日　残高 | 40,537 | 27,397 | 67,934 | 10,343,339 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個　別　注　記　表

## 1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３年～50年 |
| 構築物 | ３年～15年 |
| 機械装置 | ２年～17年 |
| 工具器具備品 | ２年～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

| | |
|---|---|
| のれん | 投資効果の発現する期間(10年)で均等償却 |
| ソフトウエア（自社利用） | 社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法 |

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産

耐用年数を20年とする定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理を採用しているものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員への賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産に基づき計上しております。<br>なお、退職給付引当金の計算方法については、簡便法を採用しております。 |

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

| | |
|---|---|
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務及び外貨建取引等 |

③ ヘッジ方針

為替予約は、将来予想される外貨建金銭債権債務の回収及び支払に係る為替変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い有効性があるとみなされているため、有効性の評価は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 追加情報

株式給付信託（従業員持株会処分型）の会計処理

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結注記表「1.(6)追加情報」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

## ２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,942,002千円

(2) 保証債務

次のとおり金融機関からの借入金及び買掛金等に対し、債務保証を行っております。

| | |
|---|---|
| VITEC GLOBAL OPERATIONS CO.,LTD. | 3,508,958千円 |
| VITEC ELECTRONICS(SINGAPORE)PTE.LTD. | 868,746千円 |
| VITEC ELECTRONICS TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD. | 622,982千円 |
| VITEC ELECTRONICS(AMERICAS)INC. | 279,741千円 |
| PTT(S&D HONG KONG)CO.,LTD. | 307,998千円 |
| 株式会社バイテックグローバルソーラー | 1,170,980千円 |
| Teksel WPG Limited | 55,267千円 |

また、上記のほか、金融機関に対する債権流動化に伴う買戻義務限度額が689,719千円あります。

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|---|---|
| ① 短期金銭債権 | 6,114,379千円 |
| ② 長期金銭債権 | 480,000千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 1,141,232千円 |

(4) 取締役に対する金銭債務　35,333千円

## ３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ① 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 11,470,061千円 |
| 仕入高 | 2,292,286千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 476,694千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | |
| 営業外収益 | 123,281千円 |
| 営業外費用 | 643千円 |

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首の株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 382,457株 | 373,450株 | 28,300株 | 727,607株 |

(注) １．当期末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する自社の株式が345,100株含まれております。

２．当期増加自己株式数は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）による当社株式の取得373,400株及び単元未満株式50株の買取によるものであります。

３．当期減少自己株式数は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）から従業員持株会への売却28,300株によるものであります。

## ５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産（流動） | |
| 賞与引当金 | 66,814千円 |
| 商品評価損 | 4,391千円 |
| 未払費用 | 31,309千円 |
| 繰越欠損金 | 425,335千円 |
| その他 | 7,954千円 |
| 合　計 | 535,805千円 |
| 繰延税金負債（流動） | |
| 繰延ヘッジ損益 | △13,555千円 |
| 差額負債調整勘定 | △9,066千円 |
| 合　計 | △22,622千円 |
| 繰延税金資産（流動）の純額 | 513,182千円 |
| 繰延税金資産（固定） | |
| 退職給付引当金 | 52,696千円 |
| 役員退職慰労金 | 11,426千円 |
| 貸倒引当金 | 73,754千円 |
| 会員権評価損 | 9,574千円 |
| 関係会社株式評価損 | 108,727千円 |
| 減損損失 | 54,328千円 |
| 資産除去債務 | 148,539千円 |
| 繰越欠損金 | 20,293千円 |
| その他 | 3,311千円 |
| 小　計 | 482,652千円 |
| 評価性引当額 | △409,662千円 |
| 合　計 | 72,989千円 |
| 繰延税金負債（固定） | |
| その他有価証券評価差額金 | △19,375千円 |
| 資産除去債務 | △136,220千円 |
| 差額負債調整勘定 | △26,575千円 |
| 合　計 | △182,172千円 |
| 繰延税金負債（固定）の純額 | △109,182千円 |

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34％となります。

この税率変更により、繰延税金資産は39,380千円、繰延税金負債は11,141千円、それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が31,256千円、その他有価証券評価差額金が1,977千円、繰延ヘッジ損益が1,040千円、それぞれ増加しております。

## 6．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | VITEC GLOBAL OPERATIONS CO.,LTD. | 千USD 4,636 | 電子部品の販売 | 所有 直接 100.0 | 債務保証 | 債務保証(注2) | 3,508,958 | — | — |
| | | | | | 電子部品の同社への販売 | 電子部品の販売(注6) | 3,173,155 | 売掛金 | 771,541 |
| | | | | | | コミッションの受取(注7) | 228,635 | 売掛金 | 35,425 |
| | VITEC ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. | 千USD 2,574 | 電子部品の販売 | 所有 間接 100.0 | 資金の援助 | 資金の貸付(注3) | 600,850 | 短期貸付金 | 600,850 |
| | | | | | 債務保証 | 債務保証(注4) | 868,746 | — | — |
| | VITEC ELECTRONICS TRADING(SHANGHAI)CO., LTD. | 千RMB 7,281 | 電子部品の販売 | 所有 直接 100.0 | 債務保証 | 債務保証(注5) | 622,982 | — | — |
| | | | | | 電子部品の同社への販売 | 電子部品の販売(注6) | 1,585,282 | 売掛金 | 551,655 |
| | | | | | | コミッションの受取(注7) | 164,652 | 売掛金 | 182,377 |
| | VITEC ELECTRONICS (AMERICAS) INC. | 千USD 100 | 電子部品の販売 | 所有 間接 100.0 | 電子部品の同社への販売 | 電子部品の販売(注6) | 1,671,034 | 売掛金 | 1,006,030 |
| | | | | | | コミッションの受取(注7) | 111,557 | 売掛金 | 9,624 |
| | PTT株式会社 | 千円 308,000 | 電子部品の販売 | 所有 直接 100.0 | 資金の融資 | 資金の借入(注3) | 500,000 | 短期借入金 | 500,000 |
| | | | | | 事業の譲受 | 事業譲受(注8) | | | |
| | | | | | | 譲受資産合計 | 2,043,396 | — | — |
| | | | | | | 譲受負債合計 | 88,924 | — | — |
| | | | | | | 事業譲受益 | 1,373,355 | — | — |
| | 株式会社 ﾊﾞｲﾃｯｸｸﾞﾛｰﾊﾞﾙｿｰﾗｰ | 千円 20,000 | 太陽光ﾊﾟﾈﾙの製造及び販売 | 所有 直接 51.0 | 資金の援助 | 資金の貸付(注3) | 963,900 | 短期貸付金 | 483,900 |
| | | | | | | | | 長期貸付金 | 480,000 |
| | | | | | 債務保証 | 債務保証(注9) | 1,170,980 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記の金額のうち取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．VITEC GLOBAL OPERATIONS CO.,LTD.の債務保証は、同社の金融機関からの借入金2,672,100千円(22,236千USD)及びNXP Semiconductors Netherlands B.V.からの仕入債務192,728千円(1,603千USD)並びにSony Corporation of Hong Kong Ltd.からの仕入債務613,063千円、31,066千円(258千USD)について行ったものであります。なお、債務保証の保証料6,244千円(56千USD)を徴収しております。

３．貸付金及び借入金の金利は、市場金利を勘案して決定しております。

４．VITEC ELECTRONICS(SINGAPORE)PTE.LTD.の債務保証は、同社の金融機関からの借入金511,203千円(4,254千USD)、3,779千円(29千EUR)、35,000千円及びSony Electronics(Singapore)Pte.Ltd.からの仕入債務137,645千円、162,002千円(1,348千USD)、19,116千円(218千SGD)について行ったものであります。なお、債務保証の保証料2,214千円(20千USD)を徴収しております。

５．VITEC ELECTRONICS TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD.の債務保証は、同社の金融機関からの借入金65,000千円、529,069千円(4,402千USD)、28,913千円(1,493千RMB)について行ったものであります。なお、債務保証の保証料1,660千円(15千USD)を徴収しております。

６．電子部品の販売につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

７．コミッションの受取につきましては、営業活動における業務内容を勘案して価格を決定しております。

８．事業譲受につきましては、電子部品事業及び電子機器事業を譲受けたものであり、契約に従い、資産・負債を簿価相当額にて譲受けております。

９．株式会社バイテックグローバルソーラーの債務保証は、RENESOLA SINGAPORE PTE LTDからの仕入債務1,170,980千円について行ったものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社ケイエムエフ | 千円<br>99,000 | 財産管理 | 所有<br>直接 0.0<br>被所有<br>直接 27.1 | 担保の受入 | 担保の受入（注２） | 199,832 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．担保の受入は、当社の貸付債権について、当該会社が債務者と共同して担保提供を行っているものであります。なお、取引金額は当事業年度末現在の貸付金額であります。

３．上記に関連して、当社の代表取締役会長兼社長の今野邦廣（被所有直接0.02％）から、債務者に代わって当社の貸付債権の返済（当事業年度における取引金額は15,000千円）を受けております。

４．株式会社ケイエムエフは、その他の関係会社にも該当しておりますが、その取引等については、上記に記載のとおりです。

## ７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　757円82銭

(2) １株当たり当期純利益　171円45銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口）に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,000株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、345,100株であります。

## ８．重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

デバイス事業、環境エネルギー事業及び太陽光発電事業を平成27年10月１日付(予定)で当社の100％子会社に承継させる３件の会社分割について、吸収分割契約を締結することを平成27年５月８日開催の取締役会において決議し、同日、吸収分割契約を締結いたしました。

なお、当社は、平成27年10月１日付で「株式会社バイテックホールディングス」に商号を変更いたします。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容

| 承継会社の名称 | 事業内容 |
|---|---|
| バイテック グローバル エレクトロニクス株式会社 | デバイス事業 |
| バイテック グリーン エナジー株式会社 | 環境エネルギー事業 |
| 株式会社バイテックソーラーエナジー | 太陽光発電事業 |

② 企業結合日　平成27年10月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100％子会社であるバイテック グローバル エレクトロニクス株式会社、バイテック グリーン エナジー株式会社及び株式会社バイテックソーラーエナジーをそれぞれ吸収分割承継会社とする吸収分割です。

④ 企業結合後の名称　株式会社バイテックホールディングス

⑤ 取引の目的を含むその他取引の概要

当社グループは、「デバイスビジネス」と「環境エネルギービジネス」で豊かな生活と地球にやさしい未来を創造する、という経営理念のもと、従来のエレクトロニクス商社から、商材・技術・調達機能・海外企業との協業による付加価値創造商社へ進化するとともに、再生可能エネルギー発電システムの提案から電力の売買まで環境事業の一貫体制を築き、地域経済の発展に貢献することで企業価値の向上を図ってまいりました。また、連結子会社を再編しグループ経営の見直しを図るとともに、三井物産エレクトロニクス株式会社よりデバイス事業の譲受を行い、グループ力の強化・充実に努めてまいりました。

厳しい経営環境の中、経営判断のスピード化と機動的な事業展開、事業の透明性が強く求められており、継続的な企業価値の向上の追及のために持株会社体制に移行することが最適であると判断いたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

（共通支配下の取引等）

平成27年４月１日付で、会社分割により、当社の太陽光発電事業の一部（平成26年９月までに稼働している発電所13ヶ所）を100％子会社である株式会社バイテックソーラーエナジーに承継いたしました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容

太陽光発電事業

② 企業結合日　平成27年４月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100％子会社である株式会社バイテックソーラーエナジーを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

④ 企業結合後の名称　株式会社バイテック

⑤ 取引の目的を含むその他取引の概要

当社の組成してきた太陽光発電所事業の効率的運営を図るため、平成26年９月までに稼働している発電所13ヶ所にかかる事業を、100％子会社である株式会社バイテックソーラーエナジーに承継いたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## ９．その他の注記

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

(1) 取引の概要

① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称　　ＰＴＴ株式会社

取得する事業の内容　電子部品及び電子機器事業

② 企業結合日　平成26年10月１日

③ 企業結合の法的形式

ＰＴＴ株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割であります。

④ 企業結合後の名称　株式会社バイテック

⑤ 取引の目的を含むその他取引の概要

当社のデバイス事業と当社100％子会社であるＰＴＴ株式会社は、電子部品の販売、その他電子機器等の販売など同様の事業を展開しておりました。この様な状況を踏まえ、当社グループ内での顧客ネットワークを統合することにより、一層の基盤強化と効率的運営を目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

なお、これにより、抱合せ株式消滅差益1,373,355千円を特別利益に計上しております。

（取得による企業結合）

三井物産エレクトロニクス株式会社のデバイス事業を承継する吸収分割について、連結注記表「７.その他の注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

# 連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **40,508,644** | **流動負債** | **32,684,667** |
| 現金及び預金 | 2,646,710 | 支払手形及び買掛金 | 18,380,615 |
| 受取手形及び売掛金 | 22,690,869 | 短期借入金 | 10,880,968 |
| たな卸資産 | 13,787,292 | １年内返済予定の長期借入金 | 645,000 |
| 繰延税金資産 | 600,997 | 未払法人税等 | 153,646 |
| 未収入金 | 263,299 | 賞与引当金 | 277,645 |
| その他 | 554,365 | リース債務 | 504,456 |
| 貸倒引当金 | △34,889 | その他 | 1,842,335 |
| **固定資産** | **15,952,085** | **固定負債** | **10,618,766** |
| **有形固定資産** | **12,588,481** | 長期借入金 | 1,165,107 |
| 建物及び構築物 | 1,227,813 | 繰延税金負債 | 177,463 |
| 機械装置及び運搬具 | 295,807 | 退職給付に係る負債 | 261,176 |
| 工具器具備品 | 89,384 | リース債務 | 8,493,715 |
| 土地 | 2,226,816 | 資産除去債務 | 470,430 |
| リース資産 | 8,747,080 | その他 | 50,873 |
| 建設仮勘定 | 1,579 | **負債合計** | **43,303,434** |
| **無形固定資産** | **304,697** | （純資産の部） | |
| ソフトウエア | 93,026 | **株主資本** | **12,526,736** |
| ソフトウエア仮勘定 | 111,100 | **資本金** | **5,244,234** |
| その他 | 100,570 | **資本剰余金** | **2,439,768** |
| **投資その他の資産** | **3,058,907** | **利益剰余金** | **5,397,819** |
| 投資有価証券 | 141,148 | **自己株式** | **△555,086** |
| 関係会社株式 | 272,145 | **その他の包括利益累計額** | **628,732** |
| 関係会社出資金 | 1,790,344 | その他有価証券評価差額金 | 40,537 |
| 長期貸付金 | 78,290 | 繰延ヘッジ損益 | 16,105 |
| 繰延税金資産 | 22,784 | 為替換算調整勘定 | 572,089 |
| その他 | 823,296 | **少数株主持分** | **1,826** |
| 貸倒引当金 | △69,102 | **純資産合計** | **13,157,295** |
| **資産合計** | **56,460,730** | **負債・純資産合計** | **56,460,730** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **118,703,987** |
| **売上原価** | | **109,633,390** |
| **売上総利益** | | **9,070,597** |
| **販売費及び一般管理費** | | **6,636,842** |
| **営業利益** | | **2,433,755** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 5,002 | |
| 持分法による投資利益 | 63,890 | |
| その他 | 53,711 | 122,604 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 268,675 | |
| 債権売却損 | 59,932 | |
| 為替差損 | 114,874 | |
| その他 | 104,136 | 547,619 |
| **経常利益** | | **2,008,740** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 29,245 | |
| 固定資産売却益 | 2,447 | 31,692 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,040,432** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 273,465 | |
| 法人税等調整額（借方） | 351,046 | 624,511 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **1,415,920** |
| 少数株主損失（△） | | △9,546 |
| **当期純利益** | | **1,425,467** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成26年４月１日　残高 | 5,244,234 | 2,439,768 | 4,420,156 | △231,606 | 11,872,553 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △447,804 | － | △447,804 |
| 当期純利益 | － | － | 1,425,467 | － | 1,425,467 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △349,768 | △349,768 |
| 自己株式の処分 | － | － | － | 26,287 | 26,287 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | － | － | － | － | － |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 977,663 | △323,480 | 654,182 |
| 平成27年３月31日　残高 | 5,244,234 | 2,439,768 | 5,397,819 | △555,086 | 12,526,736 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 平成26年４月１日　残高 | 30,073 | △17,347 | 104,238 | 116,964 | 11,373 | 12,000,891 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | － | △447,804 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | 1,425,467 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | △349,768 |
| 自己株式の処分 | － | － | － | － | － | 26,287 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 10,463 | 33,453 | 467,851 | 511,768 | △9,546 | 502,221 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 10,463 | 33,453 | 467,851 | 511,768 | △9,546 | 1,156,403 |
| 平成27年３月31日　残高 | 40,537 | 16,105 | 572,089 | 628,732 | 1,826 | 13,157,295 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連　結　注　記　表

## １．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

イ．連結子会社の数　18社

ロ．主要な連結子会社の名称　バイテックシステムエンジニアリング株式会社
ＰＴＴ株式会社
VITEC ELECTRONICS(SINGAPORE)PTE.LTD.
VITEC GLOBAL OPERATIONS CO.,LTD.

② 主要な非連結子会社の名称等

イ．主要な非連結子会社の名称　株式会社おおたローカルエナジー

ロ．連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

イ．持分法を適用した関連会社の数　２社

ロ．主要な会社等の名称　株式会社コクホーシステム
Teksel WPG Limited

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

イ．主要な会社等の名称　株式会社おおたローカルエナジー
合同会社バイテック・漁火館滝沢市メガソーラー

ロ．持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

株式会社バイテックソーラーエナジー及び株式会社バイテック・ハイドロ・パワーについては、新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
また、株式会社バイテックデバイスについては、清算したことにより、連結子会社から除外しております。ただし、清算結了日までの損益は、連結損益計算書に含まれております。

② 持分法の適用範囲の変更

Teksel WPG Limitedについては株式を新規取得したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちVITEC ELECTRONICS TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD.、VITEC ELECTRONICS (SHENZHEN)CO.,LTD.及びPTT(SHENZHEN)CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、VITEC ELECTRONICS(THAILAND)CO.,LTD.の決算日は４月30日であります。連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(a) 時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(b) 時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

(a) 国内の連結会社

定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | ３年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | ２年～17年 |
| 工具器具備品 | ２年～20年 |

(b) 在外連結子会社

定額法

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用）　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

ハ．リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産

耐用年数を20年とする定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　国内の連結会社は、従業員への賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

国内の連結会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額及び年金資産に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債の計算方法については、簡便法を採用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理を採用しているものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約　外貨建金銭債権債務及び外貨建取引等

ハ．ヘッジ方針

為替予約は、将来予想される外貨建金銭債権債務の回収及び支払に係る為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い有効性があるとみなされているため、有効性の評価は省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんは、投資効果の発現する期間（10年）で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

国内の連結会社は税抜方式によっております。

(6) 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.10％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34％となります。

この税率変更により、繰延税金資産は47,808千円、繰延税金負債は18,069千円、それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が32,720千円、その他有価証券評価差額金が1,977千円、繰延ヘッジ損益が1,004千円、それぞれ増加しております。

株式給付信託（従業員持株会処分型）の会計処理

①取引の概要

当社は、従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的とし、「株式給付信託（従業員持株会型）」（以下、「ＥＳＯＰ信託」といいます）を当連結会計年度より導入しております。

ＥＳＯＰ信託では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」といいます）を締結しました。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下、「信託Ｅ口」といいます）を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しました。

今後、５年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託Ｅ口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時までに、信託Ｅ口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

ＥＳＯＰ信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第30号（平成27年３月26日公表））を適用し、当該指針に従って会計処理を行っております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において323,433千円、345千株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度332,607千円

## ２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,345,501千円

(2) たな卸資産の内訳は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 商品 | 13,672,455千円 |
| 製品 | 26,356千円 |
| 原材料 | 67,436千円 |
| 仕掛品 | 21,044千円 |

(3) 保証債務

連結子会社である株式会社Ｖ－ＰＯＷＥＲは、株式会社Ｆ－ＰＯＷＥＲの東京電力株式会社への債務693,516千円に対し債務保証を行っております。

## ３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 14,376,358株 | － | － | 14,376,358株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 382,457株 | 373,450株 | 28,300株 | 727,607株 |

（注）１．当連結会計年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する自社の株式が345,100株含まれております。

２．当期増加自己株式数は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）による当社株式の取得373,400株及び単元未満株式50株の買取によるものであります。

３．当期減少自己株式数は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）から従業員持株会への売却28,300株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成26年６月25日開催の第27回定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|---|---|
| ・配当金の総額 | 209,908,515円 |
| ・１株当たり配当額 | 15円 |
| ・基準日 | 平成26年３月31日 |
| ・効力発生日 | 平成26年６月26日 |

ロ. 平成26年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|---|---|
| ・配当金の総額 | 237,895,892円 |
| ・１株当たり配当額 | 17円 |
| ・基準日 | 平成26年９月30日 |
| ・効力発生日 | 平成26年12月８日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月24日開催の第28回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| | |
|---|---|
| ・配当金の総額 | 251,889,318円 |
| ・１株当たり配当額 | 18円 |
| ・基準日 | 平成27年３月31日 |
| ・効力発生日 | 平成27年６月25日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 平成27年６月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅロ）が保有する自社の株式に対する配当金6,211,800円が含まれております。

## ４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては主に銀行借入により行う方針であります。

銀行借入につきましては流動性リスクや金利変動リスクを回避するため、一定の比率を長期で調達しております。また、デリバティブ取引は、将来の為替変動を回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| ①　現金及び預金 | 2,646,710 | 2,646,710 | － |
| ②　受取手形及び売掛金 | 22,690,869 | 22,690,869 | － |
| ③　未収入金 | 263,299 | 263,299 | － |
| ④　投資有価証券 | 136,898 | 136,898 | － |
| ⑤　長期貸付金（１年内含む） | 289,743 | | |
| 貸倒引当金(※１) | △98,325 | | |
| | 191,417 | 191,396 | △21 |
| 資産計 | 25,929,195 | 25,929,173 | △21 |
| ①　支払手形及び買掛金 | 18,380,615 | 18,380,615 | － |
| ②　短期借入金 | 10,880,968 | 10,880,968 | － |
| ③　未払法人税等 | 153,646 | 153,646 | － |
| ④　リース債務 | 8,998,171 | 8,954,342 | △43,829 |
| ⑤　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む） | 1,810,107 | 1,775,156 | △34,951 |
| 負債計 | 40,223,510 | 40,144,729 | △78,781 |
| デリバティブ取引(※２) | 44,585 | 44,585 | － |

(※１)長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※２)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)　１.金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（資産）

①　現金及び預金、②　受取手形及び売掛金ならびに③　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤　長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

（負債）

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金ならびに③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

（デリバティブ取引）

為替予約の振当処理を行っているものは、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

（注） ２．非上場株式（連結貸借対照表額4,250千円）は、市場価格がなく、かつキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（資産）④投資有価証券」には含めておりません。

## ５．１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| (1) １株当たり純資産額 | 963円86銭 |
| (2) １株当たり当期純利益 | 102円72銭 |

（注）株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は116,000株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は345,100株であります。

## ６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 7．その他の注記

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称　三井物産エレクトロニクス株式会社

取得する事業の内容　デバイス事業

② 企業結合を行った主な理由

本件会社分割により、商品ラインナップの充実、販売ルートの拡大が見込まれます。また、産業機器及び通信機器系顧客の獲得により、新しい分野への事業展開が期待でき、より安定的な経営基盤の構築に繋がると見込んでおります。

③ 企業結合日　平成26年12月１日

④ 企業結合の法的形式

三井物産エレクトロニクス株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割であります。

なお、当社は対価として金銭を交付しており、本件会社分割による株式の割当は行われておりません。

⑤ 企業結合後の名称　株式会社バイテック

(2) 連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

平成26年12月１日から平成27年３月31日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価　現金による支出　45,288千円

取得原価　45,288千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 280,324千円 |
| 固定資産 | 8,588千円 |
| 資産合計 | 288,913千円 |
| 流動負債 | 59,627千円 |
| 固定負債 | 183,997千円 |
| 負債合計 | 243,625千円 |

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１８日

株式会社 バイテック
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　澤　幸之助　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　正　伸　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　倉　本　和　芳　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バイテックの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第２８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は持株会社体制への移行のため、平成27年10月1日を予定日としてデバイス事業、環境エネルギー事業及び太陽光発電事業をそれぞれ子会社に承継させるための吸収分割契約を平成27年5月8日開催の取締役会において決議し、同日付で締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１８日

株式会社 バイテック
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　澤　幸之助　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　正　伸　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　倉　本　和　芳　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社バイテックの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月３１日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月27日

株式会社バイテック　監査役会

常勤監査役　石戸基康　㊞

監査役（社外監査役）　松山　遙　㊞

監査役（社外監査役）　金丸和弘　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式　１株につき金18円　総額251,889,318円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月25日

**第２号議案**　持株会社体制移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社グループは、「デバイスビジネス」と「環境エネルギービジネス」で豊かな生活と地球にやさしい未来を創造する、という経営理念のもと、従来のエレクトロニクス商社から、商材・技術・調達機能・海外企業との協業による付加価値創造商社へ進化するとともに、再生可能エネルギー発電システムの提案から電力の売買まで環境事業の一貫体制を築き、地域経済の発展に貢献することで企業価値の向上を図ってまいりました。また連結子会社を再編しグループ経営の見直しを図るとともに、三井物産株式会社よりエレクトロニクス事業の譲受と株式取得を行い、グループ力の強化・充実に努めてまいりました。

厳しい経営環境の中、経営判断のスピード化と機動的な事業展開、事業の透明性が強く求められており、継続的な企業価値の向上の追求のために持株会社体制に移行することが最適であると判断いたしました。

このため、当社は、平成27年10月１日（予定）をもって、デバイス事業、環境エネルギー事業、太陽光発電事業を当社の100％子会社に承継させる３件の会社分割（以下、「本会社分割」といいます。）を行うため、平成27年５月８日付でそれぞれ吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本会社分割に係る吸収分割契約書について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本議案の決議の効力は、第３号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として生ずるものといたします。

２．吸収分割契約の内容

（１）バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社との吸収分割契約

**吸収分割契約書**（写）

株式会社バイテック（以下「甲」という。）及びバイテックグローバルエレクトロニクス株式会社（以下「乙」という。）は、デバイス事業（以下「本件事業」

という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社バイテック

住所：東京都品川区東品川３－６－５

（乙）吸収分割承継会社

商号：バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社

住所：東京都品川区北品川２－32－３

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式3,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金　　０円
(2)資本準備金　　100百万円
(3)その他資本剰余金　　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4)利益準備金　　０円
(5)その他利益剰余金　　０円

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成27年10月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除する

ことができる。

第10条（その他）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成27年５月８日

（甲）東京都品川区東品川３－６－５
　　株式会社バイテック
　　代表取締役会長兼社長　　今野　邦廣　㊞

（乙）東京都品川区北品川２－32－３
　　バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社
　　代表取締役社長　　鈴木　俊幸　㊞

**別紙：承継権利義務明細表**

　乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成27年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。
１．承継する資産
　本件事業に属する以下の資産
(1) 流動資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
受取手形、売掛金、短期貸付金、未収入金他

(2) 固定資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
建物、構築物、工具器具備品、土地、関係会社株式、長期貸付金他

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

買掛金、未払金、前受金、預り金、賞与引当金他

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

退職給付引当金他

３．承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、スタッフGP、未来戦略室、社長室、監査部、経営企画部及び関係会社管理部に所属する従業員を除く。

４．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

（２）バイテックグリーンエナジー株式会社との吸収分割契約

**吸収分割契約書**（写）

株式会社バイテック（以下「甲」という。）及びバイテックグリーンエナジー株式会社（以下「乙」という。）は、環境エネルギー事業（特別高圧発電事業を除く）（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社バイテック

住所：東京都品川区東品川３－６－５

（乙）吸収分割承継会社

商号：バイテックグリーンエナジー株式会社

住所：東京都品川区東品川３－６－５

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式3,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金　　０円
(2)資本準備金　　100百万円
(3)その他資本剰余金　　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4)利益準備金　　０円
(5)その他利益剰余金　　０円

第5条（効力発生日等）

1. 効力発生日は、平成27年10月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 本件分割は、甲と株式会社バイテックソーラーエナジー（以下「VSEG」という。）との間で平成27年５月８日に締結した吸収分割契約に基づき、平成27年10月１日に効力が生ずる甲とVSEGの吸収分割の効力が生じることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成27年５月８日

（甲）東京都品川区東品川３－６－５
株式会社バイテック
代表取締役会長兼社長　　今野　邦廣　㊞

（乙）東京都品川区東品川３－６－５
バイテックグリーンエナジー株式会社
代表取締役社長　　田上　誠　㊞

**別紙：承継権利義務明細表**

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成27年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
本件事業に属する以下の資産
(1) 流動資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
売掛金、短期貸付金、未収入金他

(2) 固定資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
関係会社株式（甲とVSEGとの間で平成27年５月８日に締結した吸収分割契約に基づき、平成27年10月１日に効力が生ずる甲とVSEGの吸収分割の結果、甲に割り当てられたVSEGの株式も含む）他

２．承継する負債
本件事業に属する以下の負債
(1) 流動負債
効力発生日における本件事業に係る以下の負債。
買掛金、賞与引当金他

(2) 固定負債
効力発生日における本件事業に係る以下の負債。
退職給付引当金他

３．承継する雇用契約等
本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

４．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

（３）株式会社バイテックソーラーエナジーとの吸収分割契約

**吸収分割契約書**（写）

株式会社バイテック（以下「甲」という。）及び株式会社バイテックソーラーエナジー（以下「乙」という。）は、太陽光発電事業（特別高圧発電事業を除く）（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社バイテック

住所：東京都品川区東品川３－６－５

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社バイテックソーラーエナジー

住所：東京都品川区東品川３－６－５

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金　　０円
(2)資本準備金　　15百万円
(3)その他資本剰余金　　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4)利益準備金　　０円
(5)その他利益剰余金　　０円

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成27年10月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成27年５月８日

（甲）東京都品川区東品川３－６－５
株式会社バイテック
代表取締役会長兼社長　今野　邦廣　㊞

（乙）東京都品川区東品川３－６－５
株式会社バイテックソーラーエナジー
代表取締役社長　　田上　誠　㊞

**別紙：承継権利義務明細表**

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成27年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
本件事業に属する以下の資産
(1) 流動資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
現預金、売掛金、前払費用他

(2) 固定資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
リース資産、賃借保証金、長期前払費用他

２．承継する負債
本件事業に属する以下の負債
(1) 流動負債
効力発生日における本件事業に係る以下の負債。
未払金他

(2) 固定負債
効力発生日における本件事業に係る以下の負債。
長期リース債務、資産除去債務、繰延税金負債他

３．承継する雇用契約等

本件分割により、甲の従業員に係る雇用契約は、承継の対象としないものとする。

４．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

３．会社法施行規則第183条各号に定める内容の概要

（１）本会社分割に係る対価等の相当性に関する事項

①対価に関する事項

本会社分割に際して、各吸収分割承継会社は新たに、それぞれ次に定める数の普通株式を発行し、その全てを分割会社である当社に割当交付いたしますが、各吸収分割承継会社はいずれも当社100％子会社であること等を照らして、相当であると判断しております。

| | 会社名 | 普通株式の数 |
|---|---|---|
| ① | バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社 | 3,800株 |
| ② | バイテックグリーンエナジー株式会社 | 3,800株 |
| ③ | 株式会社バイテックソーラーエナジー | 1,000株 |

②増加する資本金及び準備金に関する事項

本会社分割により増加する各吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本会社分割後における各吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断しております。

（単位：百万円）

| | 会社名 | 資本金 | 資本準備金 | 利益準備金 |
|---|---|---|---|---|
| ① | バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社 | 0 | 100 | 0 |
| ② | バイテックグリーンエナジー株式会社 | 0 | 100 | 0 |
| ③ | 株式会社バイテックソーラーエナジー | 0 | 15 | 0 |

（２）各吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

各吸収分割承継会社は確定した最終事業年度がありません。各吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

①バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社（平成27年５月１日設立）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>流動資産<br>現金及び預金 | <br>310<br>310 | （純資産の部）<br>株主資本<br>資本金 | <br>310<br>310 |
| 資産合計 | 310 | 負債及び純資産合計 | 310 |

②バイテックグリーンエナジー株式会社（平成27年５月１日設立）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>流動資産<br>現金及び預金 | <br>310<br>310 | （純資産の部）<br>株主資本<br>資本金 | <br>310<br>310 |
| 資産合計 | 310 | 負債及び純資産合計 | 310 |

③株式会社バイテックソーラーエナジー（平成27年２月４日設立）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>流動資産<br>現金及び預金 | <br>50<br>50 | （純資産の部）<br>株主資本<br>資本金 | <br>50<br>50 |
| 資産合計 | 50 | 負債及び純資産合計 | 50 |

（３）吸収分割当事会社における最終事業年度の末日（または成立の日）後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

平成27年４月１日付で、会社分割により、当社の太陽光発電事業の一部（平成26年９月までに稼働している発電所13ヶ所）を100％子会社である株式会社バイテックソーラーエナジーに承継いたしました。

②バイテックグローバルエレクトロニクス株式会社

該当事項ありません。

③バイテックグリーンエナジー株式会社

該当事項ありません。

④株式会社バイテックソーラーエナジー

平成27年４月１日付で、会社分割により、当社の太陽光発電事業の一部（平成26年９月までに稼働している発電所13ヶ所）を承継いたしました。

**第３号議案**　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)第２号議案「持株会社体制移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、平成27年10月１日を効力発生日として持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、平成27年10月１日をもって現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、第２号議案「持株会社体制移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、及び本会社分割の効力がいずれも発生することを条件として、その効力が生じるものとします。

(2)当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設ならびに関連する規定の変更を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （商号）<br>第１条　当会社は、株式会社バイテックと称し、英字ではＶＩＴＥＣ　ＣＯ．，　ＬＴＤ．と表示する。 | （商号）<br>第１条　当会社は、株式会社バイテックホールディングスと称し、英字ではＶＩＴＥＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ　ＣＯ．，　ＬＴＤ．と表示する。 |
| （目的）<br>第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>（１）エレクトロニクスに関連する部品、原材料、副資材、機器の販売、開発、製造、輸出入およびメンテナンス業務 | （目的）<br>第２条　当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。<br>（１）エレクトロニクスに関連する部品、原材料、副資材および機器の販売、開発、製造、輸出入およびメンテナンス業務 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （２）環境エネルギー分野におけるコンサルティングおよび商品・サービスの提供、管理業務 | （２）環境エネルギー分野におけるコンサルティングおよび商品・サービスの提供および管理業務 |
| （３）発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売、保守管理等に関する業務 | （３）発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売および保守管理等に関する業務 |
| （新設） | （４）農業の経営、農産物の生産、管理、加工および販売（農業生産法人） |
| （４）インターネットを利用した情報提供・商取引およびその代行業務 | （５）インターネットを利用した情報提供、商取引およびその代行業務 |
| （５）コンピューターソフトウエアの開発、作成、販売ならびに輸出入業務 | （６）コンピューターソフトウエアの開発、作成、販売および輸出入業務 |
| （６）物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務 | （７）物流センターの管理、運営および物流情報の収集処理業務 |
| （７）一般および特定労働者派遣事業 | （８）一般および特定労働者派遣事業 |
| （新設） | （９）中古品の買取り販売（古物商業） |
| （８）前各号に付帯する一切の業務 | （１０）前各号に付帯する一切の業務 |
| （新設） | ２　当会社は、前項各号に掲げる事業を自ら営むことができる。 |
| 第３条　（条文省略） | 第３条　（現行どおり） |
| （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 | （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 |
| （１）取締役会 | （１）取締役会 |
| （２）監査役 | （２）監査等委員会 |
| （３）監査役会 | （３）会計監査人 |
| （４）会計監査人 | （削除） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第５条～第１３条　（条文省略） | 第５条～第１３条　（現行どおり） |
| （招集権者および議長）<br>第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の定める取締役が招集する。<br>２　株主総会の議長は、予め取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の者がこれにあたる。 | （招集権者および議長）<br>第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。<br>２　株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の者がこれにあたる。 |
| 第１５条～第１７条　（条文省略） | 第１５条～第１７条　（現行どおり） |
| （員数および選任方法）<br>第１８条　当会社の取締役は１５名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 | （員数および選任方法）<br>第１８条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は１５名以内とする。 |
| （新設） | ２　当会社の監査等委員である取締役は１０名以内とする。 |
| （新設） | ３　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 |
| ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | ４　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| ３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 | ５　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新設） | （解任方法）<br>第１９条　取締役は、株主総会において解任する。<br>２　監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br>３　監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。 |
| （任期）<br>第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>（新設）<br>２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | （任期）<br>第２０条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （役付取締役）<br>第２０条　取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 | （役付取締役）<br>第２１条　取締役会はその決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 |
| 第２１条（条文省略） | 第２２条（現行どおり） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （取締役会の招集権者および議長）<br>第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>２　（条文省略）<br>（新設） | （取締役会の招集権者および議長）<br>第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、議長となる。<br>２　（現行どおり）<br>３　前２項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 |
| （取締役会の招集通知）<br>第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （取締役会の決議方法等）<br>第２４条　（条文省略）<br>２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。 | （取締役会の決議方法等）<br>第２５条　（現行どおり）<br>２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新設） | （重要な業務執行の決定の委任）<br>第２６条　当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第３９９条の１３第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| 第２５条　（条文省略） | 第２７条　（現行どおり） |
| （報酬等）<br>第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 | （報酬等）<br>第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |
| （取締役の責任免除）<br>第２７条　（条文省略）<br>２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第４２５条第１項各号に定める金額の合計額とする。 | （取締役の責任免除）<br>第２９条　（現行どおり）<br>２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第４２５条第１項各号に定める金額の合計額とする。 |
| 第五章　監査役および監査役会 | （削除） |
| 第２８条～第３０条（条文省略） | （削除） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （監査役会の招集通知）<br>第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | （監査等委員会の招集および議長）<br>第３０条　監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会の定める監査等委員が議長となる。 |
| （新設） | ２　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 | ３　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （監査役会規程）<br>第３２条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （監査等委員会規程）<br>第３１条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| 第３３条～第３４条　（条文省略） | （削除） |
| 第３５条～第３６条　（条文省略） | 第３２条～第３３条　（現行どおり） |
| （報酬等）<br>第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | （報酬等）<br>第３４条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第３８条～第４１条　（条文省略） | 第３５条～第３８条　（現行どおり） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新設） | 附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>第１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。<br>第２条　第１条（商号）および第２条（目的）の変更は、平成２７年１０月１日をもって効力が生じるものとする。<br>第３条　前条および本条は、平成２７年１０月１日をもってこれを削るものとする。<br>第４条　変更後第４条ならびに第四章、第五章（変更前定款第五章の削除を含む）および第６章の規定は、平成２７年６月24日開催予定の第28回定時株主総会終結の時をもって効力を生じることとする。なお、本条は効力発生時をもって削除する。 |

**第４号議案**　取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

当社は、第３号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として選任される取締役全員（10名）は、定款変更の効力が生じた時に任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案に係る監査等委員会設置会社への移行についての定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 今野邦廣（こんの くにひろ）<br>（昭和15年７月15日） | 昭和62年４月　当社設立、代表取締役社長に就任<br>平成８年11月　当社取締役相談役に就任<br>平成15年６月　当社特別顧問に就任<br>平成24年４月　当社執行役員会長に就任<br>平成24年６月　当社代表取締役会長に就任<br>平成25年４月　当社代表取締役会長兼社長に就任(現任) | 3,225株 |
| 2 | 松本章治（まつもと しょうじ）<br>（昭和27年８月22日） | 昭和62年４月　当社入社<br>平成９年６月　当社取締役に就任<br>平成13年４月　当社常務取締役に就任<br>平成18年４月　当社代表取締役専務に就任<br>平成22年４月　当社代表取締役副社長に就任<br>平成27年４月　当社代表取締役専務　取締役会議長<br>スタッフグループ統括兼経営管理部<br>担当に就任（現任） | 13,400株 |
| 3 | 鈴木俊幸（すずき としゆき）<br>（昭和37年10月23日） | 昭和62年６月　当社入社<br>平成22年４月　当社執行役員に就任<br>平成24年４月　当社執行役員常務に就任（現任）<br>平成27年４月　当社ﾃﾞﾊﾞｲｽｿﾘｭｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ統括<br>兼営業推進本部本部長に就任<br>（現任） | 15,600株 |
| 4 | 黒田敏志（くろだ としゆき）<br>（昭和29年８月14日） | 昭和52年３月　三信電気株式会社入社<br>昭和62年４月　当社入社<br>平成27年４月　当社執行役員<br>ﾃﾞﾊﾞｲｽｿﾘｭｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ<br>西日本営業本部　本部長<br>兼ＰＴＴ株式会社代表取締役社長に<br>就任（現任） | 32,500株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 田上（たがみ） 誠（まこと）<br>（昭和31年4月3日） | 昭和55年４月　東京三洋電機株式会社入社<br>平成元年２月　株式会社テクノソニック入社<br>平成15年７月　株式会社ナテック入社<br>平成23年２月　株式会社エネビック代表取締役社長に就任<br>平成26年10月　当社執行役員に就任<br>平成27年４月　当社環境エネルギーグループ統括兼株式会社ﾊﾞｲﾃｯｸｿｰﾗｰｴﾅｼﾞｰ社長に就任（現任） | 1,600株 |
| 6 | 佐々木（ささき） 亮（あきら）<br>（昭和30年８月30日） | 昭和53年４月　ＨＯＹＡ株式会社入社<br>平成元年７月　ソニー株式会社入社<br>平成17年５月　株式会社インフォニクス入社（平成21年当社へ吸収合併）<br>平成20年６月　同社取締役に就任<br>平成24年４月　当社執行役員に就任（現任）<br>平成27年４月　当社ﾃﾞﾊﾞｲｽｿﾘｭｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ東日本営業本部本部長に就任（現任） | 4,800株 |
| 7 | 小牧（こまき） 修（おさむ）<br>（昭和45年11月７日） | 平成13年７月　株式会社インフォニクス入社（平成21年当社へ吸収合併）<br>平成17年６月　同社取締役に就任<br>平成24年４月　当社執行役員に就任（現任）<br>平成27年４月　ﾃﾞﾊﾞｲｽｿﾘｭｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟグローバル戦略室室長に就任（現任） | 5,100株 |
| 8 | 大日方（おおひなた） 宏（ひろ）樹（き）<br>（昭和38年９月８日） | 平成２年５月　インテル株式会社入社<br>平成26年11月　当社入社　執行役員に就任（現任）<br>平成27年４月　当社ﾃﾞﾊﾞｲｽｿﾘｭｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟIoT事業推進本部本部長に就任（現任） | 10,400株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 9 | 田中（たなか） 康裕（やすひろ）<br>（昭和31年１月18日） | 昭和53年４月　松貿機器販売株式会社入社<br>（現ＰＴＴ株式会社）<br>平成14年５月　松下インターテクノ株式会社取締役に就任<br>平成22年５月　ＰＴＴ株式会社常務取締役に就任<br>平成24年10月　当社執行役員に就任（現任）<br>平成27年４月　当社電子機器グループ統括に就任（現任） | 1,100株 |
| 10 | 成瀬（なるせ） 達一（たついち）<br>（昭和26年11月20日） | 昭和49年３月　三信電気株式会社入社<br>昭和62年４月　当社入社<br>平成22年４月　当社顧問に就任<br>平成24年４月　当社執行役員に就任（現任）<br>平成27年４月　当社スタッフグループ経理・財務担当 | 8,800株 |

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**第５号議案**　監査等委員である取締役６名選任の件

当社は第３号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案に係る監査等委員会設置会社への移行についての定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 清木正信（せいき まさのぶ）<br>（昭和15年11月２日） | 平成３年２月　ソニー株式会社半導体営業本部長に就任<br>平成６年７月　日本エムアールシー株式会社 代表取締役に就任<br>平成８年６月　当社専務取締役に就任<br>平成８年11月　当社代表取締役副社長に就任<br>平成15年６月　当社特別顧問に就任<br>平成22年６月　当社代表取締役社長に就任<br>平成25年４月　当社取締役に就任（現任）<br>平成27年４月　当社特命事項担当に就任（現任） | 53,100株 |
| 2 | 瀧本和男（たきもと かずお）<br>（昭和30年11月13日） | 昭和53年11月　監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）入社<br>昭和63年10月　滝本会計事務所（現東京九段会計事務所）開設（現任）<br>平成19年４月　当社顧問に就任<br>平成19年６月　当社取締役に就任（現任） | 1,000株 |
| 3 | 松山遙（まつやま はるか）<br>（昭和42年８月22日） | 平成７年４月　東京地方裁判所判事補任官<br>平成12年７月　日比谷パーク法律事務所入所<br>平成14年１月　同所パートナー就任（現任）<br>平成24年６月　当社監査役に就任（現任） | － |
| 4 | 金丸和弘（かなまる かずひろ）<br>（昭和35年３月１日） | 昭和59年４月　川崎製鐵株式会社入社<br>昭和63年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>昭和63年４月　森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）入所<br>平成６年１月　同所パートナー就任（現任）<br>平成25年６月　当社監査役に就任（現任） | － |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 手塚　仙夫（てづか　せんお）<br>（昭和23年1月9日） | 昭和47年３月　等松・青木監査法人入所（現：有限責任監査法人トーマツ）<br>昭和49年４月　公認会計士登録<br>平成４年７月　監査法人トーマツ代表社員に就任（現：有限責任監査法人トーマツ）<br>平成25年６月　有限責任監査法人トーマツ退職 | － |
| 6 | 西村　文孝（にしむら　ふみたか）<br>（昭和40年12月11日） | 昭和63年４月　ソニー株式会社入社　事業部経理部<br>平成18年４月　同社　本社経理部連結経理部<br>平成27年４月　ソニーコーポレートサービス株式会社　グローバル経理センター　副センター長に就任(現任) | － |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．瀧本和男、松山遙、金丸和弘、手塚仙夫、西村文孝の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．瀧本和男氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するとともに、公認会計士としての専門的な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

４．松山遙氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

５．金丸和弘氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

６．手塚仙夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

７．西村文孝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、ソニーに長年在籍していることから、業界に精通しており、当社の監査業務の強化を期待したためであります。

８．当社は瀧本和男、松山遙、金丸和弘の各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項各号に定める金額の合計額に限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
なお、清木正信、手塚仙夫、西村文孝の各氏が選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。

９．瀧本和男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって８年となります。

10．松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遥です。

**第６号議案**　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成９年６月27日の第10回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。なお、平成18年５月の会社法施行に伴い役員賞与を役員報酬に含めることが可能となったため、平成19年６月22日開催の第20回定時株主総会において業績連動型報酬を含め年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っております。当社は第３号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の業績連動型報酬制度同等の報酬制度を導入したいと存じます。年額500百万円以内と定めることとします。

業績連動型報酬は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループ全体の企業価値の増大を図るため、連結経常利益を業績評価指標として、総額を算定いたします。算定基準につきましては、取締役会で決定いたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在取締役は５名でありますが、第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く。）は10名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案に係る監査等委員会設置会社への移行についての定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第３号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第３号議案及び第５号議案が原案通り可決されますと、監査等委員である取締役は６名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案に係る監査等委員会への移行についての定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場：ＴＫＰガーデンシティ品川　ネクサス
東京都港区高輪三丁目13番３号
ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ　ＧＯＯＳ　１Ｆ

開催場所が前年と異なっておりますので、
ご来場の際にはお間違えのないようお願い申し上げます。

＜交通＞　◆京急線品川駅下車高輪口徒歩１分
◆JR品川駅下車中央改札口（高輪口）徒歩１分
◆都営浅草線高輪台駅下車徒歩７分

**駐車場のご用意をいたしておりませんので、公共交通機関をご利用下さい。**